

保育所における運営費の弾力運用について（児発第299号通知）

保育所運営費については、「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日付け児発第299号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）等により規定する範囲内においてのみ運営費の弾力的な運用が認められています。

運営費の弾力運用を行う場合、その内容に応じて所轄庁(大阪市長)あて事前協議・報告が必要となることがあるので、確認のうえ、適正に手続をおこなってください。

該当する手続き

1. 弾力運用の要件 A のみを満たす場合

「①弾力運用の要件 A のみを満たす場合」を参照のうえ、手続をしてください。

2. 社会福祉法人会計基準適用保育所で別紙の弾力運用の要件 A・B のみを満たす場合

「②社会福祉法人会計基準適用保育所で弾力運用の要件 A・B のみを満たす場合」を参照のうえ、手続をしてください。

3. 経理規程準則適用保育所で別紙の弾力運用の要件 A・B のみを満たす場合

「③経理規程準則適用保育所で弾力運用の要件 A・B のみを満たす場合」を参照のうえ、手続をしてください。

4. 社会福祉法人が設置主体の社会福祉法人会計基準適用保育所で別紙の弾力運用の要件 A・B・C を全て満たす場合

「④社会福祉法人が設置主体の社会福祉法人会計基準適用保育所で弾力運用の要件 A・B・C を全て満たす場合」を参照のうえ、手続をしてください。

5. 社会福祉法人以外が設置主体の社会福祉法人会計基準適用保育所で別紙の弾力運用の要件 A・B・C を全て満たす場合

「⑤社会福祉法人以外が設置主体の社会福祉法人会計基準適用保育所で弾力運用の要件 A・B・C を全て満たす場合」を参照のうえ、手続をしてください。

6. 認定こども園で弾力運用の要件 A を満たす場合の保育料の取扱い

「⑥認定こども園で弾力運用の要件 A を満たす場合の保育料の取扱い」を参照のうえ、手続をしてください。

弾力運用の要件

弾力運用の要件 A

- ① 児童福祉法第 45 条第 1 項に基づく児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）が遵守されていること。
- ② 保育所運営費国庫負担金に係る交付基準及びそれに関する厚生労働省局長通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
- ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。
- ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
- ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
- ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。
- ⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

弾力運用の要件 B

次に掲げる局長通知（299 号通知）の別表 1 に掲げる事業等のいずれかを実施している保育所であること。

- ① 延長保育促進事業及びこれと同様の事業と認められるもの
- ② 一時預かり事業
- ③ 乳児を 3 人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ
- ④ 地域子育て支援拠点事業のセンター型又はこれと同様の事業と認められるもの
- ⑤ 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、特別児童扶養手当の支給対象障がい児の受け入れ
- ⑥ 家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- ⑦ 休日保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- ⑧ 病児・病後児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- ⑨ 特定保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

弾力運用の要件 C

次の①②③の全てを満たすこと。

- ① 社会福祉法人会計基準（学校法人においては学校法人会計基準）に基づいて経理処理を行うこと。
- ② 資金収支計算書及び資金収支内訳表、貸借対照表等の財務諸表を保育所に備え付け、閲覧に供すること。
- ③ 毎年度、次のアまたはイが実施されていること。
 - ア 第三者評価を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めること。
 - イ 入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果について、利用者のみならず一般に対しても定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。